鹿児島工業高等専門学校情報公開・セキュリティ委員会規則

（設置）

第１条　鹿児島工業高等専門学校に、情報公開・セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　委員会は、情報公開及び情報セキュリティに関する事項を総括し、次に掲げる事項を審議する。

(1) 情報公開の実施体制に関すること。
(2) 開示・不開示の判断基準に関すること。
(3) 法人文書の開示・不開示に関すること。
(4) 開示実施手数料の減額又は免除に関すること。
(5) 不服申立てに関すること。
(6) 訴訟に関すること。
(7) 法人文書の管理に関すること。
(8) その他情報公開の円滑な実施に関すること。
(9) 情報セキュリティポリシーに関する重要な事項
(10) 情報セキュリティ対策に関する重要な事項
(11) その他情報セキュリティに関する重要な事項

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 校長
(2) 副校長（総務企画主事）
(3) 事務部長
(4) 副校長（教務主事）
(5) 校長補佐
(6) 校長特別補佐
(7) 類長
(8) リベラルアーツ系長
(9) 総務課長及び学生課長
(10) 技術長
(11) その他校長が必要と認めた者

（委員長）
第４条　委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。
２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
３　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（委員以外の者の出席）
第５条　委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（事務）
第６条　委員会の事務は、総務課及び学生課において処理する。

（雑則）
第７条　この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規則は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則
この規則は、平成 14 年５月 17 日から施行する。

附　則
１　この規則は、平成 18 年４月１日から施行する。
２　鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ委員会規則は、廃止する。

附　則
この規則は、平成 20 年 10 月 17 日から施行し、平成 20 年 10 月１日から適用する。

附　則
この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則
この規則は、平成 27 年４月 10 日から施行し、平成 27 年４月１日から適用する。

附　則
この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 30 年 12 月 12 日から施行し、平成 30 年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和３年６月 28 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。